



2020年1月23日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 福 島 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 社 長 加 藤 容 啓
(コード番号 8562 東証第1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 企 画 本 部 長 佐 藤 明 則
(TEL. 024-525-2525)

**SBIホールディングス株式会社による当行の銀行主要株主認可取得及び
第三者割当による新株式発行の払込日の決定に関するお知らせ**

当行は、2019年11月11日公表の「資本業務提携契約の締結、第三者割当による普通株式の発行、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」記載のとおり、SBIホールディングス株式会社（本社：東京都港区六本木1丁目6番1号、代表取締役社長：北尾吉孝、以下「SBIホールディングス」といいます。）と資本業務提携契約を締結し、当行が第三者割当の方法により発行を予定している普通株式をSBIホールディングスが引き受ける予定（以下「本第三者割当増資」といいます。）ですが、本日、SBIホールディングスが当行の主要株主となることについて、銀行法第52条の9第1項に基づく認可を金融庁より取得いたしました。

また、これを受け、当行及びSBIホールディングスは、本第三者割当増資に係る払込日を2020年1月31日とすることに決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

当行が、2019年11月11日に公表した「資本業務提携契約の締結、第三者割当による普通株式の発行、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」記載のとおり、本第三者割当増資は割当予定先であるSBIホールディングスが金融庁より銀行主要株主認可を取得すること等（以下「本前提条件」といいます。）を条件としておりました。本第三者割当増資の払込日は当該許認可が得られる時期を確定することができないため、払込期間を2019年11月30日から2020年1月31日までと設定し、当該払込期間を払込期日として記載しておりました。

このたび、SBIホールディングスが当行の主要株主となることについて、銀行法第52条の9第1項に基づく認可を金融庁より取得したことを受け、両社協議のうえ、払込日を1月31日とすることを決定し、合意いたしました。

(参考) 本第三者割当増資の概要 (2019年11月11日決議)

- | | |
|--------------------|--|
| 1. 募集株式の種類 | 株式会社福島銀行 普通株式 |
| 2. 募集株式の数 | 5,000,000株 |
| 3. 募集株式の
払込金額 | 1株につき222円 |
| 4. 増加する
資本金の額 | 1株につき111円
(総額金555,000,000円) |
| 5. 増加する
資本準備金の額 | 1株につき111円
(総額金555,000,000円) |
| 6. 発行方法 | 第三者割当の方法により、下記の者に以下のとおり
割り当てる。
・ S B I ホールディングス株式会社 5,000,000株 |
| 7. 申込期間 | 2019年11月30日～2020年1月31日 |
| 8. 払込期日 | 2019年11月30日～2020年1月31日 (注) |
| 9. その他 | 上記各項は、本前提条件が満たされていることを条件とする。 |

(注) 払込期間については、上記のとおり、払込日を2020年1月31日とすることに決定いたしました。

以上